

茨城労働局発表  
平成21年11月4日

担	茨城労働局労働基準部
当	安全衛生課長 山口 一雄 課長補佐 谷 涉 電話 029-224-6215

## -----車両系建設機械の

## 県下一斉安全パトロールの実施-----

来る11月12日、茨城労働局（局長 <sup>うえまつひろし</sup>植松 弘）は、県内の8労働基準監督署及び建設業労働災害防止協会茨城県支部<sup>注1</sup>並びに建設荷役車両安全技術協会茨城県支部<sup>注2</sup>と合同で、車両系建設機械の一斉安全パトロールを実施する。

今年、大型杭打機が転倒し、走行中のトラック運転者と歩行者等6名が負傷する災害（4月東京都千代田区）、民家を崩壊させる事故（10月千葉県八千代市）などが相次いだことから、建設現場において使用されている杭打機をはじめ車両系建設機械による労働災害の防止を図るために巡回指導を実施するものである。

巡回指導は、17班編成により県内各地で実施し、建設機械の転倒防止、有資格者による運転、特定自主検査<sup>注3</sup>の実施などを重点とする。

昨年、県内において、建設機械による休業4日以上之死傷者は42人であり、そのうち3人が死亡している。今年は、9月末で死傷者が20人で、そのうち死亡者は1人である。

注1 建設業労働災害防止協会とは、労働災害防止団体法(昭和39年6月29日（法律第118号）に基づき設立された団体で、建設業を営む事業主及び事業主の団体が会員となって組織され、建設業における労働災害の防止を図ることを目的とした団体。

注2 建設荷役車両安全技術協会とは、建設荷役車両（車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械）の検査・整備業、メーカー、ユーザー、リース・レンタル業者などから組織され、これらの企業が協力して建設荷役車両の性能の保持、自主検査制度の定着化及び検査・整備業の振興を推進している団体。

注3 車両系建設機械や車両系荷役運搬機械（別添参照）の特定機械については、1年以内に1回（不整地運搬車は2年に1回）、一定の資格を持つ検査者の検査を受けなければならないことになっており、この検査を特定自主検査という。

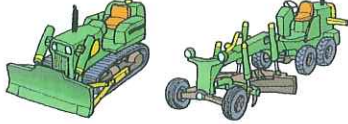
# 安全は年に一度の特自検

—作業前に検査済標章を確認しましょう—

## 車両系建設機械

### ●整地・運搬・積込み用機械

ブルドーザー      モーターグレーダー



トラクター・ショベル  
(クローラ式)      (ホイール式)



スクレーパー



スクレープ・ドーザー

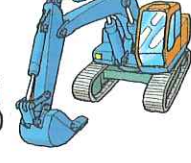


ずり積機



### ●掘削用機械

パワーショベル



ドラッグショベル  
(クローラ式)      (ホイール式)



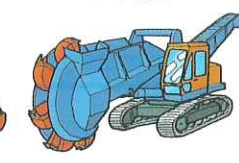
ドラグライン



クラムシェル



バケット掘削機

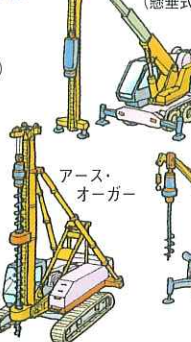
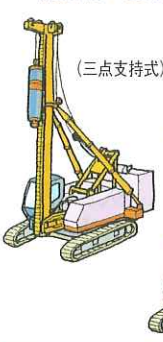


トレンチャー

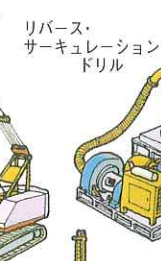


### ●基礎工事用機械

杭打機・杭拔機



アースドリル



リバース・サーキュレーション・ドリル



### ●締固め用機械

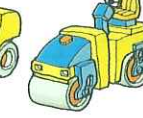
ロードローラー



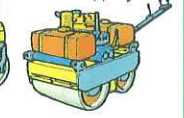
タイヤローラー



振動ローラー



ハンドガイドローラー



### ●コンクリート打設用機械

### ●解体用機械

コンクリートポンプ車



ブレイカ



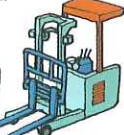
## 車両系荷役運搬機械

### ●フォークリフト

(カウンターバランス式)      (ビッキング式)



(リーチ式)



### ●不整地運搬車

(クローラ式)      (ホイール式)



## 高所作業車

(トラック式)



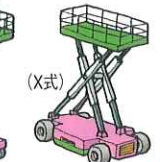
(クローラ式)



(ホイール式)



(X式)



## 特定自主検査

フォークリフトや車両系建設機械等については、労働安全衛生法により、事業者は1年以内ごとに1回（ただし不整地運搬車は2年以内ごとに1回）、定期的に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査〔年次検査〕のことを特定自主検査〔特自検〕といいます。



とくじけんくん



社団法人

建設荷役車両安全技術協会

茨城県支部

〒311-3116 東茨城郡茨城町長岡3652-559  
TEL. 029(292)6546 FAX. 029(292)6547



とくじけんくん

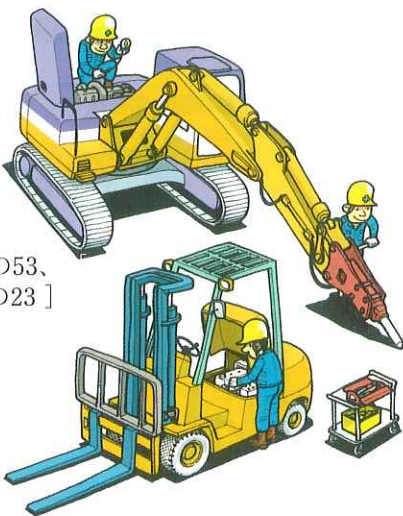
# ● 検査を実施しなければならない機械は

■車両系荷役運搬機械	フォークリフト、不整地運搬車
■車両系建設機械	
・ 整地・運搬・積み込み用機械	ブルドーザー、モーターグレーダー、トラクター・ショベル、ずり積機、スクレーパー、スクレープ・ドーザー
・ 掘削用機械	パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、クラムシェル、バケット掘削機、トレンチャー
・ 解体用機械	ブレーカ
・ 基礎工所用機械	くい打機(ディーゼルハンマー、油圧パイルハンマー、パイプロ・ハンマー、ドロップハンマー等)、くい抜機(パイプロ・ハンマー等)、アース・ドリル、リバース・サーキュレーション・ドリル、せん孔機(チューピングマシンを有するものに限る。)、アース・オーガー(含建柱車)、ペーパー・ドレーン・マシン
・ 締固め用機械	ローラー(タイヤローラー、ロードローラー、振動ローラー、タンピングローラー等)
・ コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車
■高所作業車	作業床の高さが2メートル以上の高所作業車

## ■どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

[ 安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23 ]



## ■検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表(チェックリスト)に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。

検査年月日 検査方法 検査箇所  
検査結果 検査実施者名  
検査結果の措置内容

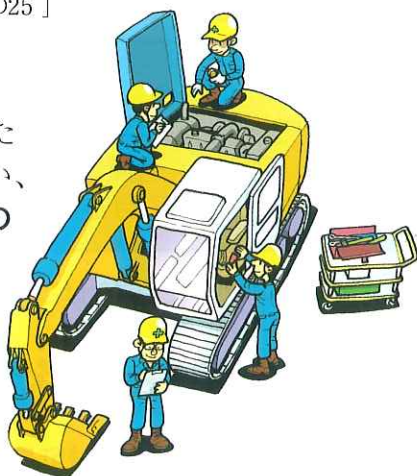
[ 安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25 ]



## ■異常があった場合は

検査の結果、異常を認めた場合は直ちに補修などを行い、正常な状態に修復させ、その他必要な措置をとらなければなりません。

[ 安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28 ]



## ■検査する人は

法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査業者のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

[ 安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4 ]

### 法定検査機器

事業者(ユーザー)からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

- 1 圧縮圧力計
- 2 回転計
- 3 シックネスゲージ
- 4 ノズルテスター
- 5 油圧計
- 6 電圧計
- 7 電流計
- 8 探傷器
- 9 磨耗ゲージ



## ■検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい箇所(運転席の付近など)に検査を実施した年月を明らかにする標章(ステッカー)を貼付しなければなりません。

[ 安衛則 第151条の24第5項、第151条の56第5項、第169条の2第8項、第194条の26第5項 ]



## ■検査や処置を怠ったときは

罰則が適用されます。

[ 安衛則 第119条、第120条、第121条 ]

# 全車に実施 特自検 職場にゆとりと安全を